

令和7年度 群馬県訪日外国人実態調査業務

1 委託事業名称

令和7年度 群馬県訪日外国人実態調査事業

2 実施時期

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

3 事業の趣旨・目的

群馬県では欧米豪個人旅行者、アジア圏訪日リピーターをターゲットとしたインバウンド誘客を目指し、群馬県多言語版観光情報サイト「Visit Gunma」やSNSを活用した情報発信を行っている。今もなお伸び続ける訪日外国人に対し、群馬県に関する魅力的かつ実用的な観光情報を海外向けに効果的に発信するために、訪日外国人が群馬訪問に至るまでの情報接点および観光目的を明らかにする。本事業では、訪日観光として群馬県に訪れているインバウンド市場の実態把握を行い、協議会及び会員自身が行うプロモーションなどにおける効果的な施策実施に役立てていく。また、群馬県を訪れる訪日外国人を対象にアンケート調査を実施し、訪問に至るまでの情報接点、観光目的および訪問における満足度を明らかにすることで、訪日観光実態と群馬県が提供する価値や特性を体系的に把握する。

4 事業内容

1 調査・分析

（1）調査設計（アンケート項目設定等）

フィールド調査（聞き取り調査）、オンライン調査（オンラインアンケート調査）の調査仕様を定めること。仕様を定めるにあたり、群馬県の観光の特性（文化、地理的要素など）、現状や課題を踏まえること。調査設計においては、訪日旅行における実情を適切に捕捉するため、訪日旅行市場に精通する人材を含む体制で、前提となる各国の訪日市場概況やメディア利用特性などを踏まえて実施すること。

（2）フィールド調査（聞き取り調査）

群馬県を訪れる訪日外国人の実態を把握するために、訪日外国人に対する聞き取り調査を行うこと。調査実施内容については、以下の条件のもと提案を行うこと。

実査に際しては、訪日旅行者調査設計の考え方をもとに、複数市場からの訪日外国人へ聞き取りが可能な体制で実施すること。群馬県のインバウンドの実態を踏まえ、調査地点を提案すること。

（ア）調査回数・実施時期

実施時期は11月～2月の間とし、複数回実施する場合は、期間を分けて実施すること。

実施日は、当協議会と協議のうえ決定するものとし、調査日程の調整については、提案事業者において、調査協力施設と調整等を行うこと。

※ 提案に際して、最短での実施時期を示すこと。

(イ) 調査サンプル数・調査対象

総サンプル数：300サンプル以上とする。

調査対象：群馬県を訪問している訪日外国人（日本定住外国人は除く）

※ 欧米豪におけるサンプルを100以上確保すること。

※ 有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントすること。

※ 必要となるサンプル数について、群馬県におけるインバウンドの実態をふまえ追加等が必要であれば提案に含めること。

※ サンプル数を確保できない場合は、追加調査を行うなどサンプル数を確保するための必要な措置を、当協議会と協議の上で行うこと。

※ 調査票は英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、タイ語、の4言語を想定して

いるが、群馬県を訪れる訪日外国人に対して効果的に調査を実施できるよう言語の追加等があれば提案すること。また、調査票の翻訳も含めて提案事業者に行うこと。なお、調査票は当協議会との確認の上決定する性質上、日本語版のもの

の、各言語版のものを用意すること。

<参考：ターゲット国>

アメリカ	中国	シンガポール	タイ
オーストラリア	香港	台湾	

(ウ) 調査項目

今後の経年変化を捉えた分析を行うため、(1)で行う調査分析から効果的な調査項目について設定すること。

※ フィールド調査（聞き取り調査）の項目は当協議会と協議の上決定をすること。

<参考：県内フィールド調査参考地点>

- ・草津温泉（湯畑・バスターミナル）
- ・伊香保温泉
- ・高崎駅

(3) オンライン調査（オンラインアンケート調査）

群馬県を訪れる訪日外国人の実態を把握するために、訪日外国人に対するオンライン調査（オンラインアンケート）を行うこと。調査実施内容については、以下の条件のもと提案を行うこと。調査項目の設計については、訪日外国人における実情を適切に補足するため、訪日旅行市場に精通する人材を含む体制で実施し、各設問の翻訳はネイティブによる確認プロセスを経ること。訪日外国人の旅行実態や情報接点、日本旅行への関心・経験、過去の訪日におけるジャーニーなどを適切に捕捉すること。

（ア）実施時期

実施時期は11月～2月の間とする。

※ 提案に際して、最短での実施時期を示すこと。

（イ）調査サンプル数・調査対象

総サンプル数：300サンプル以上とする。

調査対象：群馬県を訪問している、したことがある訪日外国人（日本定住外国人は除く）。

※ 有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントすること。

※ サンプル数を確保するとともに、必要となるサンプル数について、群馬県におけるインバウンドの実態をふまえ追加等が必要であれば提案に含めること。

※ サンプル数を確保できない場合は、追加調査を行うなどサンプル数を確保するための必要な措置を、当協議会と協議の上で行うこと。

※ 調査項目は、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、タイ語、の4言語を想定しているが、訪日外国人に対して効果的に調査を実施できるよう言語の追加等があれば提案すること。また、調査項目の翻訳も含めて提案事業者にて行うこと。なお、調査項目は当協議会との確認の上決定する性質上、日本語版のもの、各言語版のものを用意すること。

<参考：ターゲット国>

アメリカ	中国	シンガポール	タイ
オーストラリア	香港	台湾	

（ウ）調査項目 今後の経年変化を捉えた分析を行うため、（1）で行う調査分析から効果的な調査項目について設定すること。

※ オンラインアンケート調査の項目は当協議会と協議の上決定をすること。

（4）調査分析・レポートニング

群馬県の魅力発信の効果の最大化・効率化を行っていくため、（2）、（3）の調査結果を踏まえた分析作業及び報告書を作成すること。調査結果は全体調査結果だけでなく、

市場・性別・年代などのセグメントごとの分析も行い、協議会としての活用や協議会構成員のインバウンド施策の推進に資する示唆の取得に努めること。なお調査結果および報告書は協議会構成員の二次活用を念頭に作成すること。

(5) 成果物の提出

本公募において、当協議会が指定する期日までに、次の成果物（データ）で納品する。また、調査、分析に用いたデータ等の関連資料についても、当協議会と協議をしたうえで随時納品する。

1 (2) の調査結果データ (Excel)

1 (3) の調査結果データ (Excel)

1 (2) 、 (3) の調査・分析結果レポート (PowerPoint)

5 成果の提出

(1) 提出物

本公募において、当協議会が指定する期日までに、次の成果物（データ）で納品する。また、調査、分析に用いたデータ等の関連資料についても、当協議会と協議をしたうえで随時納品する。

・ 1 (2) の調査結果データ (Excel)

・ 1 (3) の調査結果データ (Excel)

・ 1 (2) 、 (3) の調査・分析結果レポート (PowerPoint)

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 19 日 (木)

(3) 提出先

〒 371-8570 群馬県前橋市大手町 1- 1- 1

ウェルカム・ぐんま国際観光推進協議会

(群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係内)

Email : fun_gunma@pref.gunma.lg.jp

6 その他留意事項

(1) 受託者は、委託事業の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを当協議会に提示し、了承を得ること。

(2) 受託者は、当協議会と密に連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、確認を得て、その内容を遵守すること。

(3) 事業の実施内容については、当協議会と十分調整を行うこと。

(4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、当

協議会が保有するものとする。

（５）委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

（６）受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により当協議会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（７）受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。

（８）受託者は、本事業にあたり、当協議会や関係行政機関等との打合せに際して、必要に応じて出席し、表示内容等について説明等を行うこと。これに係る資料について当協議会から依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。

（９）本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金額に含めるものとする。

（１０）委託契約に当たり、契約書及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく当協議会と協議を行うこと。

（１１）本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典などは全て明確にすること。

（１２）調査の手法、対象範囲、サンプル数については、統計学的に有意であることを確認する必要があるため、あらかじめ当協議会と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。